

公益財団法人山形県市町村振興協会 評議員及び役員の 費用弁償に関する規程

平成25年2月6日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山形県市町村振興協会定款（以下「定款」という。）
第13条第2項及び第27条第2項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下
「役員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用の弁償)

第2条 役員等が、この法人の評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が監事の職務
に従事したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、交通実費及び別表に定める移動経費の額とする。

3 交通実費の額は、公共交通機関（電車、バス）を利用した場合にはその額、公共
交通機関のないところはタクシー利用料金の額とし、現実に支払った場合の当該
支払額とする。自家用車を使用した場合には、1キロメートルにつき37円とす
る。

(支給方法)

第3条 会議に出席する都度、現金により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法に
よって支給することができる。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が
定める。

附 則

この規程は、公益財団法人山形県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	路程 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満	路程 100 キロメートル 以上
移動経費 (1回の移動につき)	1,500 円	3,000 円